

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第9条 第1項の認定の審査基準について

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項の認定は、同条第3項による申請が同条第2項及び第4項に定められた要件に該当するか否かについて審査することとし、その基準は次のとおりとする。（条例第10条第1項の変更の認定の場合を含む。）

1 条例第9条第2項関係

(1) 第1号関係

申請に係る活動団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 活動団体の構成員（構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員）又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民（里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者。以下同じ。）により占められていること。

イ 活動団体の活動や事業について企画し、又は計画を策定し、及びこれらを総括する権限を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民により占められていること。

(2) 第2号関係

申請に係る活動団体が、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則第1条各号において定める要件のいずれにも適合すること。

2 条例第9条第4項関係

(1) 第2号関係

里地里山活動協定において、協定の当事者が受けることとなる農林地等の利用に関する制限について、その対象となる行為や制限の内容等が、協定に基づく保全等の活動が適正に行われるために必要な最小限度のものであること。

(2) 第3号関係

里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における、里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものであって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 農林地等の整備をするために必要な間伐、除伐、下刈り、植栽、保育等

- イ 生物の多様性を確保するために必要な生物又はその生育・生息環境の保全等
 - ウ 援農方式で行う農作業
 - エ 農作物等の栽培
 - オ 復田など農林地等の復元や機能の回復
 - カ 自然体験活動や環境教育
 - キ その他これらに類する活動
- (3) 第4号関係
- ア 里地里山活動協定において定められた協定の有効期間が、5年間程度（最短でも3年間以上）確保されていること。
 - イ 里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、これに係る活動計画、活動団体の規模、組織体制、過去の活動状況等を総合的に勘案して、協定の有効期間において継続的に実施可能なものであること。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。